

茨木市高齢者世帯家賃助成金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、賃貸住宅（以下「住宅」という。）に居住する高齢者世帯に対して、家賃の一部を助成することにより、高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号）でいう公営住宅以外の住宅をいう。
- (2) 家賃 住宅に係る費用で、次に掲げるものは含まない。
 - ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これに類するもの
 - イ 電気、ガス、水道等の料金
 - ウ 共同利用施設に係る負担金
 - エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る賃借料
- (3) 高齢者世帯 65歳以上のひとり暮らし世帯又は65歳以上の者を含み60歳以上の者のみで構成されている世帯をいう。

(支給対象)

第3 家賃助成金は、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。

- (1) 世帯員の全てが、本市に引き続き3年以上居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。ただし、既に支給決定を受けている者が属する高齢者世帯に新たに高齢者（60歳以上の者をいう。）が世帯を一にしたときはこの限りでない。
- (2) 世帯員自らが居住する住宅を借り、その家賃を支払っており、家賃月額が50,000円以下であること。
- (3) 世帯の前年の収入（1月から3月までに新たに支給を受けようとする者にあっては、前々年の収入）が、65歳以上のひとり暮らし世帯の場合は、2,280,000円以下であり、65歳以上の者を含み60歳以上の者のみで構成されている世帯の場合は、3,040,000円以下であること。
- (4) 現に生活保護を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者については、家賃助成金を支給することができる。

(家賃助成金の額)

第4 家賃助成金の額は、1か月につき家賃月額の3分の1に相当する額。この場合において、算定した家賃助成金の額が5,000円を超えるときは5,000円とする。

2 前項の規定により算定された家賃助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(申請手続)

第5 家賃助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者世帯家賃助成金支給申請書（様式第1号）又は高齢者世帯家賃助成金継続申請書

(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 収入申告書(様式第3号)
- (2) 前年(1月から3月までの新たな申請者にあっては、前々年)の世帯の収入を証明する書類の写し
- (3) 住宅の賃貸借契約書の写し(継続申請には不要)
- (4) 家賃の支払を証明する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第6 家賃助成金支給の申請があったときは、支給の可否を決定の上、高齢者世帯家賃助成金支給決定通知書(様式第4号)又は高齢者世帯家賃助成金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 第12第3号の規定により家賃の額の変更に伴う高齢者世帯家賃助成金変更(消滅)届(様式第6号)が提出された場合において、家賃助成金の額が変わるとときは、高齢者世帯家賃助成金変更決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(支払)

第7 家賃助成金の支給は、申請があった日の属する月から行う。

2 家賃助成金の支払月は、原則として4月から7月までの分は7月、8月から11月までの分は11月、12月から翌年3月までの分は3月とする。

3 家賃の額が変更になった場合は、届け出のあった日の属する月から家賃助成金の額を変更するものとする。

4 支給決定を受けた者が死亡したときは、法定相続人に支給する。

(申請時期)

第8 家賃助成金の支給申請は、新たに申請する場合はその都度、継続して申請する場合は、毎年4月1日から5月31日までの間に行わなければならない。

(資格の消滅)

第9 家賃助成金の支給決定を受けた者が支給対象者でなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月から資格が消滅するものとする。この場合においては、高齢者世帯家賃助成金受給資格消滅通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(決定の取消し)

第10 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により家賃助成金の支給決定を受けたときは、家賃助成金の支給決定を取り消すものとする。この場合においては、高齢者世帯家賃助成金支給決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(家賃助成金の返還)

第11 市長は、第10の規定により支給決定を取り消された者が既に家賃助成金の支給を受けているときは、家賃助成金の一部又は全部を返還させることができる。この場合においては、高齢者世帯家賃助成金返還通知書(様式第10号)により返還請求を行うものとする。

(変更届出の義務)

第12 家賃助成金の支給決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、速やかに高齢者世帯家賃助成金変更（消滅）届を市長に提出しなければならない。

- (1) 支給対象者でなくなったとき。
- (2) 市内で転居したとき。
- (3) 家賃の額が変更になったとき。
- (4) その他申請の内容に変更があったとき。

2 家賃助成金の支給決定を受けた者が死亡したときは、法定相続人はその旨市長に届け出なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年6月1日から実施し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年6月1日から同年7月30日までに申請のあった者については、平成5年4月1日分から家賃助成金を支給する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年8月1日から実施し、平成8年7月1日から適用する。
- 2 平成8年8月1日から同年8月31日までに申請のあった者については、平成8年7月1日分から家賃助成金を支給する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年9月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の茨木市高齢者世帯家賃助成金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者世帯家賃助成金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者世帯家賃助成金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第5関係）

年　月　日

(申請先) 茨木市長

住 所 茨木市 _____

氏 名 _____

生年月日 年 月 日(歳) _____

電 話 () _____ 自宅・呼出

茨木市高齢者世帯家賃助成金支給申請書

茨木市高齢者世帯家賃助成金支給要綱第5の規定により申請します。

住居の状況	民間・都市再生機構・住宅供給公社・その他()				
現在の家賃	月額 円(次回更新 年 月)				
市内に住所を定めた日	年 月 日 から				
同居者 氏名	氏名	生年月日	年齢	続柄	市内に住所を定めた日
振込先金融機関	銀行 支店				
	ふりがな				
	口座名義人				
	預金種目	口座番号			
普通・当座・貯蓄	・	・	・	・	・

- ※ 添付書類 (1) 収入申告書(様式第3号)
 (2) 前年の世帯の収入を証明する書類の写し
 (3) 住宅の賃貸借契約書の写し
 (4) 家賃の支払を証明する書類の写し

(注意) 振込先の口座名義人は、申請者又は申請者の属する世帯員に限ります。

様式第2号（第5関係）

年　月　日

（申請先）茨木市長

生年月日 年 月 日 (歳)

電話番号

氏名

茨木市高齢者世帯家賃助成金継続申請書

茨木市高齢者世帯家賃助成金支給要綱第5の規定により申請します。

1 住居の状況 民間・都市再生機構・住宅供給公社・雇用促進住宅

その他()

2 現在の家賃 月額 円 (前年度家賃月額 円)

3 振込先金融機関

4 口座名義人

5 預金種目

6 口座番号

- ※ 添付書類 (1) 収入申告書（様式第3号）
(2) 前年の世帯の収入を証明する書類の写し
(3) 家賃の支払を証明する書類の写し

(注1) 振込先の口座名義人は、申請者に限ります。

(注2) 上記内容に変更がある場合は、変更届を提出してください。

様式第3号（第5関係）

年　月　日

(申告先) 茨木市長

住 所 茨木市 _____
氏 名 _____

収入申告書

年分の収入について次のとおり申告します。

世帯氏名				
区分				
給与収入				
年金	(年金)			
	(年金)			
収入	(年金)			
その他の収入				
計				
合計				

※ 収入を証明する書類の写しを添付してください。

同意書

高齢者世帯家賃助成金の支給可否決定に必要なときは、私の世帯の住民登録及び課税状況について、茨木市長が住民基本台帳及び市民税課税台帳で確認することに同意します。

氏名 _____
氏名 _____

様式第4号（第6関係）

茨 第 号

年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者世帯家賃助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者世帯家賃助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

助成金の支給額	月額	円
助成期間	年 月分～	年 月分
支 払 月	7月（末日）（助成額のうち4月分～7月分の助成金）	
	11月（末日）（助成額のうち8月分～11月分の助成金）	
	3月（末日）（助成額のうち12月分～3月分の助成金）	

(注意)

- (1) 引き続き助成を受けられる場合は、毎年4月1日から5月31までの間に継続申請が必要です。
- (2) 次の場合は、速やかに届け出てください。
 - ① 住所を変更されたとき
 - ② 家賃の額が変更になったとき
 - ③ 生活保護を受けるようになったとき
 - ④ 世帯構成員に異動があったとき
 - ⑤ 申請の内容に変更があったとき
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給決定を受けたときは、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

様式第5号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者世帯家賃助成金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高齢者世帯家賃助成金については、次の理由により支給できませんので通知します。

(理 由)

様式第6号（第6関係）

年　月　日

(届出先) 茨木市長

住 所

氏 名

電 話 ()

茨木市高齢者世帯家賃助成金変更（消滅）届

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更（消滅）事項		変 更 前				変 更 後			
変 更 事 由	住 所								
	家 賃 (月額)								
	口座等の変更	銀行	支店	銀行	支店	銀行	支店	銀行	支店
資 格 消 滅 事 由	※ 該当する箇所に○印をつけてください。 ア 市外へ転出したため イ 家賃月額が50,000円以下でなくなったため ウ 生活保護を受けるようになったため エ 世帯構成員の異動等により、高齢者世帯でなくなったため オ 前年の収入が ・単身高齢者世帯 228万円以下でなくなったため ・高齢者世帯 304万円以下でなくなったため カ その他（ ）								
事由発生年月日	年 月 日								

様式第7号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者世帯家賃助成金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者世帯家賃助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

助成金の変更額	月額	円
変更期間	年 月分～	年 月分
支払月	7月（末日）	（助成額のうち4月分～7月分の助成金）
	11月（末日）	（助成額のうち8月分～11月分の助成金）
	3月（末日）	（助成額のうち12月分～3月分の助成金）

(1) 引き続き助成を受けられる場合は、毎年4月1日から5月31日までの間に継続申請が必要です。

(2) 次の場合は、速やかに届け出してください。

- ① 住所を変更されたとき
- ② 家賃の額が変更になったとき
- ③ 生活保護を受けるようになったとき
- ④ 世帯構成員に異動があったとき
- ⑤ 申請の内容に変更があったとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給決定を受けたときは、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

様式第8号（第9関係）

茨 第 号

年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者世帯家賃助成金受給資格消滅通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者世帯家賃助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

消滅年月日 年 月 日

(年 月分までは助成金支給対象)

理 由

様式第9号（第10関係）

茨 第 号

年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者世帯家賃助成金支給決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった高齢者世帯家賃助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

取消年月日 年 月 日

(年 月分までは助成金支給対象)

理 由

様式第10号（第11関係）

茨 第 号

年 月 日

様

茨木市長

茨木市高齢者世帯家賃助成金返還通知書

茨木市高齢者世帯家賃助成金支給要綱第11の規定に基づき次の金額を返還する
よう通知します。

返還金額	金 円
返還期日	年 月 日 まで
返還理由	